

【開催日時・場所】

平成26年3月27日（木）午後5時00分～午後7時00分

消防本部4階会議室

【出席者】

（委員）50音順

飯島委員、稲垣委員、栢委員、清水委員、杉田委員、早山委員、高橋委員、菱田委員、藤本委員、三代川委員

（市）

若林子ども部長、井澤子ども部次長、真田子ども保育課長

（事務局）

天野子ども政策課長、小澤子ども部主幹、安達子ども政策課係長、西川子ども政策課主査
石橋子ども政策課主任主事、大竹子ども政策課主任主事、山下子ども政策課主任主事

【傍聴人数】

4人

【次第】

1. 開会

2. 議題

（1）教育・保育の量の見込みについて（協議）

（2）認可基準及び確認基準等について（報告）

3. その他

（1）次回会議日程及び議題等について

（2）その他

4. 閉会

【配付資料】

資料1 教育・保育の「量の見込み」（第2次案）について

資料2 子ども・子育て支援新制度に伴う新しい基準について

【1. 開会】

【2. 議題】

（1）教育・保育の量の見込みについて（協議）

<事務局>

資料1に基づいて説明。

<会長>

前回会議において、皆さまより頂戴した意見等を踏まえて、この度第二次案が示されたところである。この案に対して御意見、御質問等いただきたいと思う。

<A委員>

資料1の4ページの2の（5）について、5%減じた割合の需要があるものとして量の見込みを算出するということだが、この根拠は表5の実績値であると理解したが、再度御説明いただき

たい。

<事務局>

0歳児の保育需要を5%減じた理由としては、保育所入所申込を1か所しか希望しない方は、本音としては4月から1歳児として保育所への入所を希望しているが、1歳児の4月入所の困難さから、やむを得ず0歳児のうちの入所を希望するケースや、単に育児休業給付金の取得手続のためというケースが実態としてあると思われる。これらの方々を量の見込みとして捉えることは合理的ではないことから、5%減じた案とした。

<事務局>

今の説明に補足をしたい。ニーズ調査の結果は0歳児の保育需要が低く出た。その分析としては、育児休業制度が定着してきており、1歳児以降に職場復帰を希望する方がほとんどだった。そのことを示しているのが表5の平成23年度実績であると考えている。これを見ると、平成23年度までは0歳児が19.16%であり、1歳児以降よりも低い割合となっているが、平成24年度以降は増えてきている。この要因として考えられるのが、先ほど職員が御説明した分析内容である。量の見込みを算出するうえで、育児休業をしっかりと取得して子育てをすることは重要であると考えするため、0歳児の保育需要は5%下げた。

<A委員>

育児休業給付金制度は、平成23年度から平成24年度にかけて法改正があったのか。

<事務局>

運用が変わったと認識している。育児休業給付金は、1歳の誕生日まで支給され、その後は保育所入所申込をして入所ができない場合に1歳6か月まで支給されるというのが原則である。保護者も育児休業を長くとれるようになってきたことと、年度途中で保育所に入るというのは事実上困難であることなどが背景となって育児休業給付金の手続に関する運用が曖昧になり、1歳の誕生日以降の申込がなくても良いという運用になっていたが、厳格化されたと認識している。

<A委員>

弊社でも育児休業取得者は基本的には1歳で復職することとなっているが、子どもの預け先がない場合は最大1歳6か月まで取得できることとしている。弊社のケースでは保育所に入所することができたので復職したが、今回示された案は、実際には1歳6か月まで育児休業を取得することを予定しているが、育児休業給付金の取得手続のため、形式として保育所入所申込みをする必要があり、それらのケースとして考えらえる1か所みの保育所希望をしている方の需要分については、減じたという認識で良いのか。

<事務局>

お見込のとおりである。

<会長>

今のは推測も含めた説明であり、テクニックとしての申込が一般化するのはいくつかの理由で良くない。どうしても通勤の都合などで1か所の保育所しか利用できず、やむを得ず1か所の申込をしている方もいると考えられる。また、保育時間と就業時間の問題もある。窓口の実践者としての主観的な要素として御理解いただきたい。

<A委員>

こういうものに正解はないと考える。あくまでも予測に基づいて数パターン示された内容であったと思う。推計の高めに見込んだ高位、低めに見込んだ低位の真ん中を基準にそれが妥当かどうかの判断をしていかなければならない。

<会長>

数的な処理をするときには、すべてを網羅することはできないので、ある部分を抽出してそれを根拠に数字を積算していく。根拠を変えてしまうと数字は変わってくる。大事なことはこの数字がある程度の妥当性を持っていて、また、それに対してどういう対応策を持っているかである。提示された枠組と一定の推計がある程度の妥当な線であるかどうか御承認をいただくことがこの場では必要である。ただし、これで良いのかといった確認は必要であるが、今回の大きな論点は、0歳児の保育需要の推計で不必要な施設を整備し過ぎてしまっても財源の無駄遣いとなるため、限られた財源をどう使うかということも含めて考えなければならない。また、全体を見ると、新規に開発されたところだけではなく、全市的に保育需要の伸びが見込まれているので、全体でバランスを取る必要がある。ただ、一部の地域の数値の伸びは抑える必要もある。これは定量評価と定性評価を組み合わせる数量的に出たものについて、修正を加えた提案であると同った。これ以外に事務局から補足等はないか。

<事務局>

今回の御提案は、前回において御審議、御指摘いただいたことを踏まえた第二次案である。例えば、支援を要する御家庭の保育需要も見込むべき重要な観点であるため、3月7日に御提案した第一次案では4%の加算をしたが、保育需要は年々伸びており、保育所を整備すると需要がさらに伸びるという傾向もあることから、これらを踏まえると量の見込みを多めに見込まなければ需要に対応できない状況も出てくると思う。このことから、今回は中位の案を御提案したところであり、そのような視点で御確認いただき、御理解いただきたい。また、奏の杜については突出した地域として考慮して御提案させていただいた。

<会長>

国からも随時確認を行いながら量の見込み等の修正を行うようにと指導があるかと思うので、計画が策定された後も市が全体像を把握しながら、柔軟に質と量の改善に対応していくべきである。

本会議としては、今回事務局から提案された案を承認するというところでよろしいか。

<委員一同>

異議なし。

<市>

今回の御提案は調査結果をお示しし、なおかつ市の特性を活かし保育需要を加味して修正したものであり、現状よりニーズが増えるだろうという視点で中位の案を御提案したものである。

この案について皆さまの御承認をいただいたところであるが、これは毎年、会議の中で経過報告をしていくものであり、その中で状況に応じて柔軟な対応をすべきだと思っている。

<会長>

今後、この案について御意見、御質問等があれば随時事務局へお寄せいただきたい。また、事務局は本日欠席している5名の委員へも説明していただきたい。

<事務局>

本日欠席された委員には別途御報告、御説明をさせていただきます。

(2) 認可基準及び確認基準等について (報告)

<事務局>

資料2に基づいて説明。

<会長>

事務局から御説明があったように、新制度施行に伴い、いくつかの決めごとを自治体でつくっていくことになる。また、最終的に、私たちの意見を加えて市で条例を定め、実際に整備が進んでいくことになる。1点伺いたいのだが、資料2の3ページの確認制度について、その他の制度も含めて、市として確認制度をどのように整備していくか、概略でも構わないので現時点の考えを教えていただきたい。

<事務局>

まだこれから詳細について検討を進めることになるが、新制度の施行により、確認制度や給付制度が初めて導入されることとなる。基本的には、こども園・保育所・幼稚園は千葉県認可が絶対条件となる。本市には認可外保育施設以外はこども園・保育所・幼稚園しかなく、現在、小規模保育事業や家庭的保育事業といった事業の取り扱いはない。こども園、幼稚園、保育所の3施設は千葉県の認可に従い、適正な運営がなされているのか等について市が運営基準に基づき確認することになる。一方、認可外保育施設については、現在いくつか条件を設けた上で助成を行っているが、将来的には認可施設又は小規模保育事業等に移行していかなければならないと考えており、本市の認可外保育施設に対する条件と今後国から示される基準とを見合わせながら、質の確保、安全・安心等も考慮し認可基準の検討を進めていきたい。また、確認を実施する部署も必要になるので、来年度のこども部の体制も見直さなければならぬと考えている。

<会長>

検討を進めるにあたり、手順を明確にしていくことが必要であると考えている。

<B委員>

ファミリー・サポート・センター事業もこの中に入るのか。

<事務局>

新制度の施行にともない13の事業が地域子ども・子育て支援事業として法定化され、この中にファミリー・サポート・センター事業が入ることになる。13の事業については、給付費ではなく国の補助金で支援される。

<会長>

資料2の4ページに居宅訪問型保育事業の記載があるが、ファミリー・サポート・センター事業と対応が重複しているので今の御質問があったかと思うが、そういう意味ではサービスの使い分けを理解することが必要だし、サービスを利用する御家庭が分かりやすく使いやすくしていくことが大切である。

<B委員>

複合的にいろいろなシステムを使って子育てをすることになるが、奏の杜の子育て家庭交流会

に参加したときは、保育所希望の話等が挙げられていた。先日の悲惨な事件もあり、大きな施設では管理が行き届いているので大丈夫かと思うが、個人宅の預かり等のシステムも見えてきているので、認可するとき、また、認可した後も持続した調査を行ってほしい。ただ「過ごす」だけではない、「育つ」という視点等での行政からの働きかけをお願いしたい。

<会長>

御意見のとおりモニタリングが必要である。特に危惧するのが家庭的保育事業である。従来日本で行ってきたのは、ただ単に預かるだけではなく、いくつかの資格要件があった。地域型の保育事業は地方自治体が決めごとをするので、どういうビジョンで枠組みをつくり、リスクマネジメントをしながら、ガイドラインとして形にしていくのか、今後皆様の御意見をいただきながら一緒に考えていかなければならない。今日は概要説明ということで事務局から説明があったが、今後、様々な情報等を確認し、事務局から市としてのビジョンを加えたものを提案していただき、議論していくことになる。他に御意見等はあるか。

<各委員>

意見なし。

【3. その他】

(1) 次回会議日程及び議題等について

<事務局>

○事務局より、委員の退任について報告（武井委員・菱田委員）

○次回会議日程

スケジュール調整後お知らせすることとして報告

○議題（予定）

①地域子ども子育て支援事業の量の見込みについて

【4. 閉会】